

【様式1】

学生等の学びを継続するための緊急給付金申請書

独立行政法人  
日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構の「学生等の学びを継続するための緊急給付金」を申請します。  
私が現在、日本学生支援機構の奨学生である場合は、日本学生支援機構が保有する私の口座情報を本緊急給付金の振込先情報として利用することに同意します。

1. 基本情報

		提出年月日	令和	年	月	日
所属する学校名						
学籍番号						
氏名	カナ（姓）				カナ（名）	
	漢字（姓）				漢字（名）	
生年月日（和暦）	昭和・平成	年	月	日生	電話番号	
機構の奨学生番号 ※機構の奨学生のみ記入ください。				—		—

2. 振込先情報

※ 日本学生支援機構の奨学生は記入不要です。ただし、日本学生支援機構の奨学生であっても日本学生支援機構に登録している口座が解約済であるなどの理由により、学生等の学びを継続するための緊急給付金の受取りに支障がある場合は記入してください（日本学生支援機構の奨学金の登録口座については、別途、変更の届出が必要です）。

口座名義（カナ氏名） ※通帳記載の口座名義人を記入	
------------------------------	--

(ゆうちょ銀行以外の金融機関)

金融機関名・支店名	銀行 信用金庫 農協					支店 営業所 出張所
金融機関コード				店舗コード		
預金種別	普通預金					
口座番号 ※右詰で記入						

(ゆうちょ銀行)

ゆうちょ銀行	記号					
	番号					

### 3. 申し送り事項

※ 証明書の提出が困難な理由や多子世帯、ひとり親世帯等であることや、大学等独自の授業料減免の申請状況など、大学等に申し送りすることがあれば記入ください。なお、こちらに質問などを記載しても返信致しません。

※ 大学等1年生で予定していたアルバイトがなくなった場合等は、そのような事情を記入ください。

(自宅生で自ら学費等を賄っている状況)【該当学生のみ】

(仕送りを年間150万円以上受けている理由)【該当学生のみ】

(家庭から追加支援を受けることができない理由)【必須】

(その他の状況) ※該当するものを☑してください。【該当学生のみ】

- 多子世帯(就学児が3名以上いる世帯) ※就学児とは、乳児、幼児、小学生、中学生、高校生及び大学生。
- ひとり親世帯
- 経済的理由で休学/留年した者

(その他特記事項)

### 4. 添付書類

※ 該当書類の「チェック」欄に「○」を記入してください。該当がない場合は、添付する書類名を記載のうえ、「チェック」欄に「○」を記入してください。

チェック	書類名
○	アパート等の賃貸契約書の写し(自宅外生のみ)
—	預貯金通帳の写し(任意)
—	新型コロナウイルス感染症対策に係る公的支援を受けている受給証明書等(提出可能な場合)
—	アルバイト先からの給与明細(減額前、減額後 ※減少がわかるものが昨年度に係るものである場合、本年度のアルバイト収入が改善していないことがわかるものも添付すること)(任意)
—	奨学生証など認定書の写し
—	その他( )

ご記入いただいた情報は、日本学生支援機構の学生等の学びの継続のための緊急給付金のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報が、文部科学省、大学等、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複支給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

【様式2】

学生等の学びを継続するための緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書

私は、独立行政法人日本学生支援機構が実施する学生等の学びを継続するための緊急給付金に申請するにあたり、次の①～⑤の申請要件について、満たしている項目を確認しました。

要件チェック項目	チェック欄(レ)	金額(年額)
①自宅外で生活している又は自宅で生活しているが家庭から支援を受けていない ※自宅生で自ら学費を賄っている場合は、「3. 申し送り事項」に状況を記載すること。		
②家庭から多額の仕送りを受けていない ※1年生は家庭からの仕送り予定額、2年生以上は2020年度の仕送り年額を記載すること ※仕送り年額は、学費+生活費の合計となります。 ※仕送りを年間150万円以上受けている場合は、理由を「3. 申し送り事項」に記載すること。		万円
③家庭(両親のいずれか)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない ※家庭から追加支援が受けられない理由を「3. 申し送り事項」に記載してください。		
④新型コロナウイルス感染症によりアルバイト収入(雇用調整助成金による休業補償を含む。)に影響を受けており、1)～3)いずれかの状況となっている ※証明書類については、後日提出を求める場合があります。		
1)新型コロナウイルス感染症の影響で想定していたアルバイト収入が得られない状況が継続している		
2)コロナ禍前と比較して、アルバイト収入が大きく減少(50%以上減少)し、その状況が本年度になっても改善していない		
3)アルバイト収入が増加や一定水準に達していたとしても、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由により、アルバイト収入を増やさざるを得ず、修学の継続が困難となっている		
⑤既存の支援制度について以下のいずれかを満たす		
1)高等教育の修学支援新制度に申し込みをしている者若しくは今後利用を行う者であって、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者		
2)高等教育の修学支援新制度の対象外であって、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者		
3)要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金(無利子奨学金)を利用できないが、大学等独自の奨学金や民間等を含め申請が可能な支援制度、外国人留学生学習奨励費等を利用している者若しくは利用を予定している者		

上記の内容に相違ないことを誓約し、申請内容に虚偽があった場合は返金することに同意します。

令和 年 月 日

学校名 日本大学 学部/研究科名

学籍番号

署名: